

一般社団法人
日本経営調査士協会
 会報 清涼号

発行所
 一般社団法人
日本経営調査士協会
 編集人 理事/事務局長 下田秀之
 〒107-0052 東京都港区赤坂3-8-7
 電話 03 (5573) 2777
 FAX 03 (5573) 8703
<http://www.keieichosagr.jp/>

掲載内容	
◇調査研究事業報告	2~4頁
◇企画記事	4~6頁
◇会員寄稿	7~8頁
◇新資格創設報告	9~12頁
◇連載記事	14~15頁

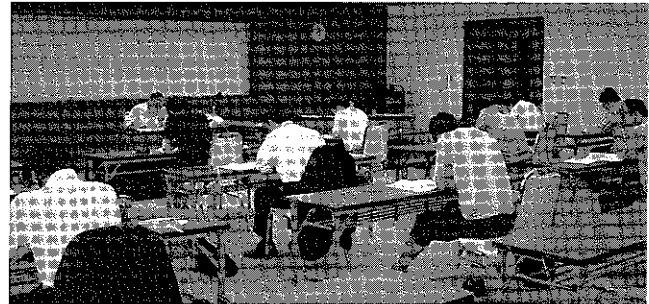
第1回：IPO・内部統制実務士試験が8月2日(日)に開催!!

協会が新規主催した標記の資格認定試験を公告のとおり実施しました。初回試験の受験者は専門家(公認会計士・税理士・司法書士・社会保険労務士など)の皆様、並びに証券会社及びコンサルティング会社の社員の皆様が大半でした。

今回の試験により『IPO・内部統制実務士』に18名を新資格者として認定しました。

なお「新資格」の募集開始を契機として、以降の会報では、協会認定の「三資格」に係わる情報、試験問題=受験対策に係わる情報提供を積極的に取り上げて行きます。

(注) 合格者氏名は16頁に告知しました。



資格認定試験受験会場(私学共済事業団ビル)

第2回：IPO・内部統制実務士試験は11月8日(日)に実施!!

次回の公開試験は標記期日に実施します。なお次回の「受験対策」として『IPO・内部統制実務士』資格認定試験に合格するための「受講生を募集!!」します。

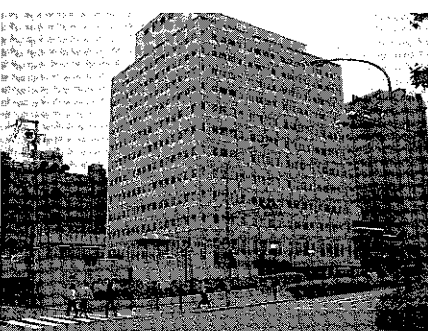
- 試験日時：平成21年11月8日(日) 13時~16時
- 試験会場：(初回会場と同様) 私学共済事業団ビル5F

- 対策講座：10月7日・14日・21日(各水曜日) 3日間で開催(受験申込は9頁を参照して申込み)
 - 試験公告(受験者受付開始)：9月20日頃
- (注) 11/8日程で都合が悪い方のために11月15日(日)後期試験も開催予定(試験会場：協会事務所)

関西地区講演会のお知らせ：10月31日(土)開催!!

<内部統制フォーラム(Ⅰ)>

- 開催日時：平成21年10月31日(土) 13時~17時
- 講演会場：兵庫県民会館 9階 901会議室



兵庫県民会館

<会場案内> <http://www.hyogo-arts.or.jp/arts/kenminmap.htm>

■ フォーラム内容

- ① 教育プログラム紹介
「内部統制実務に係わ

る経営教育について」…講座解説

- ② 普及「基調」講演会
「上場ベンチャー企業の粉飾・不正会計、失敗事例から学ぶ」
講師：経営アナリスト 渡辺英男<中小企業大学校講師>
 - ③ パネルディスカッション
「内部統制報告制度の始まりと求められる人材」
a. 不正防止システムの観点から考察する。
b. 内部統制システムをどう運用するか。
c. リスクマネジメントの対応
- <参加メンバー>
 パネラー：経営アナリスト 鈴木知足 <元SMBC信用保証(株) 専務>/総合司会：下田秀之 <協会理事>
- ④出席者懇親会(16時~17時)

関東地区講演会のお知らせ：11月21日(土)開催!!

<内部統制フォーラム(Ⅱ)>

- 開催日時：平成21年11月21日(土) 13時~17時
- 講演会場：ムツミビル 1階 ムツミホール
- ・ IPO・内部統制実務士向け実力講座
- ・ 経営調査士、経営アナリスト(プロコン)向け実力講座

- フォーラム内容
- ① 普及「基調」講演会
・ 新日本有限責任監査法人 公認会計士 鈴木裕司先生
- ② パネルディスカッション
・ 上場支援コンサルタントの先生を依頼中

新資格「IPO・内部統制実務士」試験対策講座(1)

新資格「IPO・内部統制実務士」の認定試験が始まりました。事業委員会(資格認定試験委員会とは別組織)では、会報を活用して、試験問題の「傾向」と「対策」を探り、受験者の学習材料及び業務情報として皆様に紹介して行きます。

1. 第1回資格認定試験の出題問題について

(1) 出題問題/今回の出題項目

① 基礎知識・・・法務系問題、経理系問題

「ガバナンス&コンプライアンス経営」、「経営法務」、「財務報告の作成と開示」から三択問題で7問出題された。・・・択一式問題(11~12頁に掲載)

「上場準備と上場基準」から出題された。・・・語群選択問題

「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準:参考図2」から穴埋め問題が出題された。・・・記述問題

② 実務知識・・・実務系問題、演習問題

「上場準備に必要な業務とその内容及び資料」が出題された。・・・記述問題

「上場に関する書類の説明」が出題された。

・・・語群選択問題

「内部統制報告書の提出状況」が出題された。

・・・記述問題

「資本政策」、「社内管理体制」、「業務フローチャート」、「議事録」、「内部監査」、「事業リスク」が出題された。・・・語群選択問題、択一式問題、記述問題

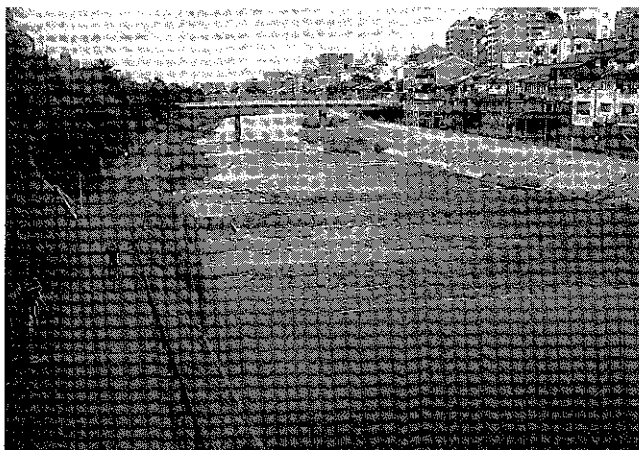
「業務フローチャート」の作成・・・記述演習問題

「販売管理規程」の理解・・・記述演習問題

(2) 合格基準・・・60点以上/100点満点

2. IPO・内部統制実務士「養成講座」開講の御案内

協会は、上場支援&内部統制(内部監査)人材の養成を



京都:早朝の鴨川

日本経営調査士協会 事業委員会研修部会

進めるため、標記講座を開講します。会員各位におかれましても、職域(新業務領域)を拡大するチャンスになりますので、奮って参加ください。

10月:開講講座・・・10月7日(水)14日(水)21日(水)

■ 講習会場:科学共済事業団ビル5階会議室

■ 講習日時:18時~21時(各3時間)

■ 参加費用:教材費として若干御負担

■ 申込要領:E-mail、Faxで下記内容を事務局に連絡
氏名、住所、連絡先Tel、Fax、Mail

■ 講習目的:第2回 IPO・内部統制実務士 資格認定講座受験対策 ○実務が身に付く ○法務、経理

■ 先着30名で締切ります。

3. 第2回 IPO・内部統制実務士「試験公告」と試験問題の傾向と対策

標記の資格認定試験は11月8日(日)開催となります。

(注)11/8の日程で都合が悪い方のために11月15日(日)後期試験も開催予定

試験公告(受験者募集)は、9月17日~20日頃の予定。

(1) 第1回試験の出題傾向から

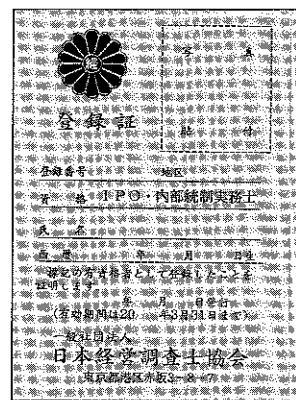
- ① 試験の出題は特定分野に拘りなく出題されている。
- ② 試験時間が3時間で分量が多かった。とくに「記述」する問題が多く、専門用語の正確な理解が求められた。
- ③ 公表された記述問題の解答例を見ると要点が捉えられていれば正解となる。

(2) 第2回試験の試験対策について

試験委員の所感から、今後の(特に配点の多いIPO・内部統制実務分野の)出題分野を予想すると以下の事前学習が重要です。

- ① 開示(ディスクロージャー)実務
- ② 月次決算、四半期開示、内部(統制)監査に係わる社内管理体制
- ③ 内部統制報告書制度への対応
- ④ 上場審査(上場審査書類の作成を含む実務)への対応
- ⑤ RCMフローチャート作成

なお、基礎知識の出題については、経営法務と経理財務の基本を理解していることの出題が予想されます。



<月次決算、四半期開示の参考図>

四半期開示及び基準の概要

月次決算体制、月次業績管理が不備では対応が困難!!

四半期開示（レビュー）財務諸表の範囲と開示対象期間

四半期財務諸表の範囲	開示対象
四半期貸借対照表	四半期会計期間末における財政状態
四半期損益計算表	四半期会計期首から四半期会計期間末までの経営成績（3カ月情報）
四半期キャッシュ・フロー計算書	事業年度期首から四半期会計末期間末までの経営成績（累計情報）
	事業年度期首から四半期会計末期間末までのキャッシュフローの状況（累計情報）

注) 四半期開示体制の課金
 ◎短期（利益）志向の企業経営になりがち
 ◎人材育成、設備投資、資本政策、M & Aなど長期視点で実施すべ
 経営施策が評価しにくい

内部統制
 資産査定

四半期決算は決算
 後45日以内に報告

4. 出題範囲

IPO・内部統制実務士の職能<学習&教育>分野は下記のとおりです。

(1) IPO・内部統制実務基本知識・・・前回国報で報告
 コーポレートガバナンス&コンプライアンス経営、経営法務の遵守と監査、内部監査人の役割と業務、財務報告の作成と開示、内部統制の構築と運営（フローチャート作成とリスクコントロール）など

(2) IPO・内部統制実務分野・・・下記参照
 上場準備・上場基準、資本政策、経営管理、内部統制報告制度への対応、関係会社等の整備、企業内容開示制度、上場申請書類の作り方、上場審査への対応、上場後のディスクロージャーへの対応、株式上場と税務など

<IPO・内部統制実務分野>

前回国報の試験分野の紹介では<IPO・内部統制実務基本知識>が中心だったので、試験委員会から<IPO・内部統制実務分野>の教育(=試験問題としての出題分野)を掲載します。

(1) 上場準備と上場基準

① 株式上場の意義

・株式上場とは、株式市場の種類、株式上場のメリット・デメリット

② 株式上場の基準

・形式要件と実質審査基準、形式要件、実質審査基準

③ 株式上場準備の進め方

・上場までの全体的な流れ、プロジェクトチーム編成、上場審査の基準における準備スケジュール、法令等の遵守、関係者の役割

(2) - 1. 資本政策①<基本編>

○ 資本政策

・株式上場準備としての資本政策、資本政策の具体的方法、上場前の新株発行等の規制、従業員持株会

(2) - 1. 資本政策②応用編

○ 資本政策（続き）

・株式上場時の資本政策、資本政策の具体例

(3) - 1. 経営管理①会社機関と組織ほか

○ 経営管理制度の整備・運用

・経営管理制度の必要性、定款・諸規程の整備、会社組織の整備、意思決定機構の整備

(3) - 2. 経営管理②利益管理制度の整備

○ 経営管理制度の整備・運用（続き）

・利益計画及び予算管理制度の整備、月次決算、原価計算

(3) - 3. 経営管理③業務管理制度の整備ほか

○ 経営管理制度の整備・運用（続き）

・業務管理制度の整備・運用、内部監査制度の整備、情報システムの利用



京都御所：蛤御門

(4) 内部統制報告制度への対応

○ 財務報告に係る内部統制の評価及び監査の制度と上場準備

・内部統制と制度、内部統制の基本的枠組み、財務報告に係わる内部統制の評価及び報告、財務報告に係わる内部統制監査、上場準備

における制度への対応点

(5) 関係会社等の整備

- 関係会社・特別利害関係者等との取引の整備の必要
- ・ 関係会社・特別利害関係者との取引の整備の必要、関係会社・特別利害関係者等の範囲、整備の内容と方法、整備の具体例、関係当事者との取引の開示及びリスク情報の記載、関係会社等に関する申請書類への記載事項と提出

(6) 企業内容開示制度

- 企業内容開示のための準備
- ・ 企業内容開示制度、適正開示体制の整備と運用、会計と外部監査

(7) 上場申請書類の作り方

- 上場申請書類の作り方
- ・ 東証(本則)の場合の提出書類 マザーズ・ジャスダックの場合の提出書類

(8) 上場審査への対応

- 株式上場の審査
- ・ 「審査」についての考え方、上場審査の実務

(9) 上場後のディスクロージャーへの対応

- ・ 上場後のファイナンスのための開示制度
- 一部指定、市場の変更及び上場廃止基準

○ 株式上場後

の実務的課題

- ・ 上場後のディスクロージャー、インサイダー取引の規制

(10) 株式上場と税務

○ 株式上場と税務

- ・ 株式上場準備と税務、株式売上の税務、株式の評価、株式上場と相続税

「IPO」内部統制実務士
 一般社団法人日本経営調査士協会
 資格認定試験委員会
 第1回 資格認定試験
 平成21年8月20日(日)

5. 第1回資格認定試験出題事例

標記、IPO・内部統制実務士資格認定試験に出題された択一問題を紹介します。受験を準備されている会員並びに読者の方は解答を伏せてチャレンジください。

【問題1】

下記の問いに対し最も適切と思うものを一つ選び、その番号を解答欄に記入してください。

問① 企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準」の内容について正しく説明された文章を選んでください。

- 1 内部統制の4つの目的を達成するため、業務に組み込まれ組織内のすべての者によって遂行される「プロセス」とは、4つの目的を達成するためのPDCA(計画・実行・監視・是正)システムを構築して運用することである。
- 2 内部統制の構築と運用に際して、監査役室・リスク統括室・CSR部・コンプライアンス部・法務部などを設置している会社は、今後は「内部監査室」を最上位部署として新たに設置して、専担の取締役が統括管理することを求めている。
- 3 内部統制の有効性を判断する基準には「モニタリング(監視活動)」があるが、これは独立部署(内部監査室など)が、不定期かつ抜き打ち的に実施することに意義があり、同一部署内の自己点検や、事前に通知して実施するような監査はモニタリングの意味がない。

問② 株式会社の機関設計と取締役の責任を述べた次の文章の中から正しいものを選んでください。

- 1 取締役会を設置する場合は、監査役会と会計監査人を必ず選任しなければならない。
- 2 取締役会は、業務執行の意思決定、代表取締役の選任とその監督のほか、代表取締役に委任していない範囲での重要な財産の処分や譲受け、多額な借財の発生、その他の重要な業務執行を決定する。またその役割は取締役会に委任できない。
- 3 取締役が任務を怠り(善管注意義務違反)、会社に損害を与えた場合は損害賠償責任が問われる。また取締役が故意・過失により第三者に損害を与えた場合は不法行為責任が問われる。なお会社財産を危うくさせた場合は特別背任罪、汚職などの場合は贈賄罪が問われる。

問③ 統制ルールの直接的な統制を説明した次の文章で誤っているものを選んでください。

- 1 担当者の行動を把握するため、行動ルールからの逸脱や乖離した行動の発見・不適正行為の発見には、担当者へのヒアリングや日常的な行動監視が必要になる。
- 2 会社の組織ルールによる職務及び権限の割り当ては、個々の従業員の経験や能力などに応じて機動的に行うべきであり、拘子定規に業務規程や業務要領等に基づいて検討されるべきではない。
- 3 担当者の行動は、業務日報や定期報告の提出など、職務遂行状況のドキュメント化の義務づけによって報告させるのが最も有効である。

問④ 契約書の作成意義について述べた次の文章で誤っているものを選んでください。

- 1 契約は当事者間の合意で成立するが、契約書がなければ当事者間で合意事項が曖昧になり後々にお互い勝手な解釈をすることで紛争になる可能性がある。
- 2 契約は対価の支払や債務履行に伴うが契約内容を文書化することで会社に報告し決済する資料になる。また文書化は記録に

残り事後資料になるので説明責任を果たせる。

- 3. 契約による債権債務は権利と義務の関係で、収益費用・資産価値に結びつき債権債務の原因を表わす参考資料になるが、経理や会計監査の原因証書となることはない。

問⑤ 決算整理について述べた次の文章で正しいものを選んでください。

- 1. 決算整理の主眼は決算期(一会計期間)に算定すべき取引や適法な決算整理を正確に認識して税務申告書を作成することであり、税法上の損金・益金や予想納税額を前提とした重要な処理である。
- 2. 減価償却や棚卸資産の把握(売上原価・売上総利益の把握を含む)並びに引当金設定等の決算整理は、税法(法人税法関連規則など)による経理処理が原則である。従って著しい経営上の変化により財政状況に影響があっても、事前に税務当局に届け出た処理方法を逸脱した決算処理は認められない。
- 3. 有価証券評価替え・引当金の設定・繰延資産の償却・減損処理・税効果会計・棚卸の経理処理は、月次実施など決算期だけでなく定期的に行なう会社も多く、税務会計に拘わらず正確な会計処理を実施しないと、正確な利益の把握や正確な財産状態の把握ができない。

問⑥ 社内で起こりうる企業犯罪を防止するためにも内部管理・内部体制システムの運用が求められてきたが、違法行為や不正リスクに対する内部統制システムの6つの基本的要素について誤って書かれている文章を選んでください。

- 1. 統制環境とは、経営者の命令及び指示が適切に実行されることを確保するために定める方針及び手続きをいう。
- 2. リスクの評価と対応は、内部リスクの検証・評価・リスクの発生(又はリスク低減のための)防止対策を講じることである。
- 3. モニタリングは、社内で定期または不定期により内部監査を実施することで問題のないことをチェックするだけでなく、内部統制システムが機能しているかどうかチェックする。

問⑦ 企業経営の労務管理について明らかに誤って書かれている文章を選んでください。

- 1. 企業価値を高く評価されている企業は、うまく従業員の労働意欲を喚起していると言われるが、企業経営における労務管理の重要な視点は、労働者の企業業績への貢献と適切な人事考課を実施して労務に報いることである。
- 2. 労務関係の法制は、多岐多様で労働基準法・労働契約・社会保険・労働保険に及ぶ。そのため、企業経営を法令どおり運営していくのは困難であり、監督庁(役所)対策のための専門部署だけが理解しておけばよい。
- 3. 大手小売業や飲食業チェーン店の「店長」は多くの企業で「管理職」とされるが、管理職手当を支給していることを理由として、実態的に発生している残業や休日出勤に対する時間外手当を支給しない場合は、法的な紛争になる可能性がある。

<第1回資格認定試験：第1問(択一式問題 解答)>

問①	問②	問③	問④
1	3	3	3
問⑤	問⑥	問⑦	
3	1	2	

ワンポイントレッスン (2)

内部統制はリスク管理の忘れもの！？

「COSO」狂歌：『こっそりと、おかしい事を、してかすのを、抑える仕組み、内部統制』(國廣正弁護士ほか著：「内部統制とはこういうことだったのか―会社法と金商法が求めるもの」に掲載)という傑作がある。

最近、協会の先輩から内部統制への疑問を聞く。『何故、内部統制が突然求められ、なぜ必要なのか？ISOなどの管理手法でよいではないか？ここまでやる必要があるのか？』、また内部統制を少し理解している人でも、『(嫌々ながら)どこまでやればいいのか！？教えられなければ出来ないではないか！？』・・・などの疑問である。

そこで金融庁は、このような疑問に対して、「内部統制報告制度に関する11の誤解」、「内部統制報告制度に関するQ&A(現在は第3弾まで)」などを公表して、(実は)さらに分かりにくくなった。

実は、銀行業界では資産「自己査定(BIS基準)制度」の開始(10年以上前)から、内部(リスク)管理体制の構築(ALM)と運用が求められていたので、その必要性の認識と対応は順調だったようだ。

つまり、ここ『自己』に本質がある。自ら監査して、自ら是正して、自ら報告するのが内部統制になる。どこまで

やればよいという基準も、教えられてやるモノでもないのだ。

さて、内部統制の問題を歴史的に遡ると「ロッキード事件」など、米国巨大企業が外国政府要人との資金の不正取引の摘発から始まった。つまり内部統制は「不正防止策」のための「(内部)リスクマネジメント」の手法として検討されてきたのだ。

ただ多くの内部管理(マネジメント)手法のうちで、最も実施面で難問なのが「内部統制(インターナル・リスク・コントロール)」だったのだ！！

つまり内部統制は、「内部リスク管理体制」の重要性と必要性が早くから指摘されて来たが、なかなか導入が憂慮された、「リスク管理の忘れもの」だったのだ。

当協会が調査研究事業に最初に取り組んだテーマを覚えていたのだろうか？そう「法化社会に求められる実務法務」である。規制緩和と事後制裁という、法化社会の到来に求められる教育開発である。これも(法化社会=)「自己責任」社会は、自分で律することが求められるという研究成果を最終報告した。もはや「見つからなければいい」「やってみて考えればいい」という発想は通じない。そんな経営者に反省を求めたのが内部統制である。

さらに協会は、先を見据えて「オペレーショナル・リスクのマネジメント」から「戦略リスクを含めたマネジメント」に昇華するよう、経営支援の指導方針を決めている。